今治市景観条例施行規則

平成23年 9 月30日 規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)及び今治市景観条例(平成23年今治市条例第33号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において使用する用語の意義は、法及び条例で使用する用語の例による。 (景観計画区域内における行為の届出)
- 第3条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内行為届出書(別記様式第1号) により行うものとする。
- 2 前項の届出には、別表第1に定める図書を添付しなければならない。
- 3 前項に規定する図書の内容は、別表第2のとおりとする。
- 4 市長は、前2項に定めるもののほか必要と認める書類の添付を求めることができる。 (届出を要しない行為)
- 第4条 条例第11条第1項第3号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。
 - (1)自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項の許可又は第33条第1項の届出に係る行為
 - (2)愛媛県県立自然公園条例(昭和33年愛媛県条例第50号)第21条第4項の許可又は第32条 第1項の届出に係る行為
 - (3)愛媛県文化財保護条例(昭和32年愛媛県条例第11号)第20条第1項の許可若しくは第21条第1項(同条例第43条の規定により準用する場合を含む。)の届出に係る行為又は第34条第1項の届出若しくは第42条第1項の許可に係る行為
 - (4)今治市文化財保護条例(平成17年今治市条例第107号)第9条第1号の許可に係る行為
 - (5)採石法(昭和25年法律第291号)第33条の認可に係る行為
- 2 条例第11条第1項第4号の規則で定める行為は、別表第3に定めるものとする。

(行為の変更の届出)

- 第5条 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内行為変更届出書(別記様式第2号)により行わなければならない。
- 2 前項の変更届出書には、別表第1に定める図書のうち設計又は施行方法の変更に伴いそ

の内容が変更されるものを添付しなければならない。ただし、市長は、当該図書の添付の 必要がないと認めるときは、その全部又は一部を省略させることができる。

(行為の通知)

- 第6条 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画区域内行為通知書(別記様式第3号) により行わなければならない。
- 2 第3条(第1項を除く。)の規定は、前項の通知について準用する。

(勧告及び公表の方法)

- 第7条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書(別記様式第4号)により行うものとする。
- 2 条例第14条第1項の規定による勧告の公表は、勧告を受けた者の氏名又は名称、勧告の内容その他市長が必要と認める事項を、告示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(行為の完了等の届出)

第8条 条例第15条の規定による届出は、景観計画区域内行為完了(中止)届出書(別記様 式第5号)に必要書類を添えて行わなければならない。

(景観重要建造物等の標識)

- 第9条 法第21条第2項に規定する標識は、景観重要建造物標識(別記様式第6号)とする。
- 2 法第30条第2項に規定する標識は、景観重要樹木標識(別記様式第7号)とする。

(景観まちづくり会議の会長及び副会長)

- 第10条 今治市景観まちづくり会議(以下「景観まちづくり会議」という。)に、会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 4 会長は、会務を総理し、景観まちづくり会議を代表する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第11条 景観まちづくり会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 景観まちづくり会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 景観まちづくり会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 景観まちづくり会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴く ことができる。

(景観まちづくり会議の庶務等)

第12条 景観まちづくり会議の庶務は、景観まちづくり担当課において行う。

2 前 2 条に定めるもののほか、景観まちづくり会議の運営に関し必要な事項は、会長が景観まちづくり会議に諮って定める。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(今治市景観まちづくり会議規則の廃止)

2 今治市景観まちづくり会議規則(平成22年今治市規則第13号)は、廃止する。

附 則(平成24年11月1日規則第46号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

行為の種別	図書の種類	備考(縮尺等)
建築物の新築、増築、改築、移	位置図	2500分の1以上
転、外観を変更することとなる	写真	近景及び中遠景をカラー撮影
修繕若しくは模様替又は色彩の	配置図	
変更	立面図	
	チェックシート	
工作物の新設、増築、改築、移	位置図	2500分の1以上
転、外観を変更することとなる	写真	近景及び中遠景をカラー撮影
修繕若しくは模様替又は色彩の	配置図	
変更	立面図	
	チェックシート	
都市計画法(昭和43年法律第100	位置図	2500分の1以上
号)第4条第12項に規定する開	写真	近景及び中遠景をカラー撮影
発行為	平面図	1000分の1以上
	断面図	1000分の1以上
	チェックシート	
条例第10条第1号の土石の採取	位置図	2500分の1以上
	写真	近景及び中遠景をカラー撮影
	平面図	1000分の1以上
	断面図	1000分の1以上
	チェックシート	
条例第10条第2号の屋外におけ	位置図	2500分の1以上
る土石、廃棄物及び再生資源の	写真	近景及び中遠景をカラー撮影
堆積	平面図	1000分の1以上
	断面図	1000分の1以上
	チェックシート	

別表第2(第3条関係)

図書の種類	明示すべき事項
位置図	届出対象行為を行う区域の位置
	当該行為地周辺の土地利用及び地形等の状況
写真	届出対象行為を行う区域及びその周辺の状況
配置図	敷地における当該建築物又は工作物の位置
立面図	当該建築物又は工作物の立面(色・素材・外部仕上げ等)
平面図	届出対象行為を行う区域の境界
	法面の位置や形状及び勾配
	擁壁や配水施設及び道路の位置や形状
	切土又は盛土をする土地の部分
断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面
チェックシート	景観形成基準に基づき配慮した事項

別表第3(第4条関係)

届出対象行為の種類	届出を要しない行為の規模
法第16条第1項第1号の建築物の新築、増築、改	建築物の高さが13メートル未満で、かつ、延べ床
築若しくは移転	面積が1,000平方メートル未満のもの
法第16条第1項第1号の建築物の外観を変更する	建築物の高さが13メートル未満で、かつ、延べ床
こととなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	面積が1,000平方メートル未満のもの
	当該外観の変更に係る部分の面積が当該建築物
	の外観の面積の1/2以下のもの
法第16条第1項第2号に掲げる工作物(第1類工	工作物の高さが13メートル未満で、かつ、建築基
作物に限る。) の新設、増築、改築若しくは移転	準法施行令(昭和25年政令第338号)第 2 条第 1
	項第5号の築造面積又は設置面積の合計が1,000
	平方メートル未満のもの
法第16条第1項第2号に掲げる工作物(第1類工	工作物の高さが13メートル未満で、かつ、建築基
作物に限る。)の外観を変更することとなる修繕若	準法施行令第2条第1項第5号の築造面積又は
しくは模様替又は色彩の変更	設置面積の合計が1,000平方メートル未満のもの
	当該外観の変更に係る部分の面積が当該工作物
	の外観の面積の1/2以下のもの
法第16条第1項第2号に掲げる工作物(第2類工	工作物の高さが30メートル未満のもの
作物に限る。) の新設、増築、改築若しくは移転	
法第16条第1項第2号に掲げる工作物(第2類工	工作物の高さが30メートル未満のもの
作物に限る。)の外観を変更することとなる修繕若	当該外観の変更に係る部分の面積が当該工作物
しくは模様替又は色彩の変更	の外観の面積の1/2以下のもの
法第16条第1項第3号の都市計画法第4条第12項	都市計画法第4条第13項に規定する開発区域の
に規定する開発行為	面積が3,000平方メートル未満のもの
条例第10条第1号の土石の採取	施行する土地の区域の面積(以下「造成面積」と
	いう。)が1,000平方メートル未満のもの
条例第10条第2号の屋外における土石、廃棄物及	造成面積が1,000平方メートル未満のもの
び再生資源の堆積	

- 1 「第1類工作物」とは、電波塔及び石油、ガス、セメント、穀物、飼料その他これらに 類するものを貯蔵する施設並びにコンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッ シャープラントその他これらに類するもの、太陽光発電設備(同一敷地若しくは一団の土 地又は海上に設置するものに限る。ただし、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。) 及び風力その他の再生可能エネルギー源を利用した発電設備をいう。
- 2 「第2類工作物」とは、電気供給のための電線路並びに有線電気通信のための線路及び 空中線をいう。

景観計画区域内行為届出書

_	_	_
Æ	н	-
—	\neg	

今治市長 様

届出者 住 所

氏 名

ED

電話

景観法第16条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

		建築物の	建築等									
		新築	増築	改築	移!	転	外観σ	変更(修繕・	・模様替	・色彩の変	更)
		工作物の	建設等									
行 為 の 種 類		新設	増築	改築	移!	転	外観σ	変更(修繕・	・模様替	・色彩の変	更)
(詳細は別紙のとおり)		開発行	為									
		土石の採取										
		屋外に	おける土	石、廃棄	物、	再生資	源の堆	詿積				
行為の	場所											
年 本 の !	- 0 88	着手予定年月日						年		月	日	
1」続の!	粉 目	完	完了予定年月日					年		月	日	
121 14 14	住所											
詳細は別紙の 行為の場 設計者 内会 の現 行為観上特に	氏名					電話	番号					
届出内容	住所											
の照会先	氏名					電話	番号					
行為地の現況と												
景観上特に配慮								受 付 欄				
した事項								欄				

- 1 印の欄は、記入しないでください。
- 2 法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 3 この届出書は、正副2通提出してください。

	適合通知書	第	号
通	上記届出は、今治市景観計画に適合すると認められるので通知します。		
知	年 月 日		
欄	今治市長		印

(別紙)

		用	途							
				届出部分	`	既存部分		合	計	
			築面積		m²		'n			m²
			(床面積		m²	ı	'n			m²
		高			m		m			m
	建	外観の変更面積			m²	ı	'n			m²
		構造	・地上階数	構造:		階数:				
	築	屋札	艮の形態	形態:		勾配:				
			こ設置する							
	物	建	築設備							
		仕上げ	屋根							
		材 料	外 壁							
4.0			屋根							
設		色 彩		基調:						
計			外 壁	強調:						
-		種	類							
又				届出部分	`	既存部分		合	計	
は	エ	築	造面積		m²	ı	'n			m²
16		高	خ		m	ı	m			m
施	作	外観の	D変更面積		m²	ı	'n			m²
行		構					"			
1.1	物	仕」	 Lげ材料							
方				基調:						
:+		色	彩	強調:						
法		予定建築	桑物等の用途							
	開	開発区	区域の面積							m²
	発	開発	巻区域の							%
		土均	他の勾配	30%を	超える	場合の樹林面積の	割合:			%
	行	法面、	擁壁の高さ							m
	為	及び清	法面の処理	法面の処理:						
		緑	地面積							m²
	屋土外石	X	分	土石の採取 土石、廃棄 ⁹	物、再生	上資源の堆積				
	にかの	面	積							m²
	一石の 採取	堆積	物の種類							
	る 収 堆 又	堆積	 物の高さ							
	積は	期		年	月	日から	手	月	日まで	t

- 1 色彩は、マンセル値を記載してください。
- 2 法面の処理は、緑化、擁壁、法枠、モルタル吹付等について具体的に記載してください。

景観計画区域内行為変更届出書

						年	月	H
今治市長	樣							
			届出者	住	所			
				氏	名			印
				電	話			

景観法第16条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、関係図書を添えて次のと おり届け出ます。

行為の場所									
当初の届出書 受付年月日・番号		年	月	日	受付	第	号		
変更の	既要								
			変更前				変	更後	
変 更 事 項									
届出内容	住所								
の照会先	氏名			a	話番号	17			
景観上特に配慮した事項				·		受付欄			

- 1 法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 印の欄は、何も記入しないでください。
- 3 この届出書は、正副2通提出してください。

	適合通知書	第	号
通	上記届出は、今治市景観計画に適合すると認められるので通知します。		
知	年 月 日		
欄	今治市長		ED

別記様式第3号(第6条関係)

景観計画区域内行為通知書

第		号
年	月	H

今治市長 様

通知者 住 所

氏 名

ED

電話

景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて次のとおり通知します。

		建築物の	建築等									
		新築	増築	改築	移	眃	外観σ	変更(何	修繕・	模様替	・色彩の変更	<u>(</u>
		工作物の	建設等									
/= ** 0.1	に 本 の 廷 叛		増築	改築	移	酝	外観σ	変更(何	修繕・	模樣替	・色彩の変更	<u> </u>
行為の種類		開発行	為									
		土石の	土石の採取									
		屋外における土石、廃棄物、再生資源の堆積										
行為の均	易所											
行为の!	1 0 88	着手予定年月日					年		月	日		
1」/河() ;	初间	完了予定年月日					年		月	日		
≐≞∔ ⊅	住所											
行為の場 行為の期 設計者 通知内容 の照会先	氏名					電話	昏号					
通知内容	住所											
の照会先	氏名					電話	昏号					
 景観上特に								平				
	原観工符に 配慮した事項							受 付 欄				
心思りた事項								欄				

- 1 印の欄は、記入しないでください。
- 2 この通知書は、正副2通提出してください。

(別紙)

(別糺	. <i>)</i>	_	•									
		用	途		ı		1 ,					
				届出部分	2	既存部分	合	計	2			
			築面積		m²	<u>m²</u>	_		m²			
		延べ床面積 高 さ 外観の変更面積			m²	m²			m²			
					m	m			m			
	建				m²	m²			m²			
		構造·	・地上階数	構造: 階数:								
	築	屋相	艮の形態	形態:		勾配:						
		屋上に	こ設置する									
	物	建	築設備									
		仕上げ	屋根									
		材 料	外 壁									
4.5			屋根									
設		色 彩	外 壁	基調:								
計			外 室	強調:								
		種	類									
又				届出部分		既存部分	合	計				
は	エ	築	造面積		m²	m²			m²			
16.		高	<u>ਟ</u> ੇ		m	m			m			
施	作	外観0	D変更面積		m²	m²			m²			
行		構			•							
1,1	物	仕」	 ヒげ材料									
方		-		基調:								
2+		色	彩	強調:								
法		予定建築	換物等の用途									
	開	開発区	区域の面積						m²			
	発	開発	 発区域の						%			
			他の勾配	30%を超	呈える [‡]	場合の樹林面積の割]合:		%			
	行	法面、	擁壁の高さ						m			
	為	及び法	法面の処理	法面の処理:								
		緑地面積							m^{2}			
	屋土	ΓZ.	Λ.	土石の採取								
	外 石	X	分	土石、廃棄物、	、再生	資源の堆積						
	にの	面	積						m²			
	おける	堆積	物の種類									
	る取集又		 物の高さ									
	積は	期		年	 月	 日から 年	月	日まで	,			
/# *		刘 刀	I-D		, ,	1,7,5	73	16				

- 1 色彩は、マンセル値を記載してください。
- 2 法面の処理は、緑化、擁壁、法枠、モルタル吹付等について具体的に記載してください。

勧告書

記号第		号
年	月	Е

樣

今治市長 印

景観法第16条第1項(第2項)の規定により 年 月 日付で届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、 景観法第16条第3項の規定により、下記の措置をとることを勧告します。

なお、この勧告に従わない場合は、今治市景観条例第14条第1項の規定により、住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)、氏名(法人にあっては名称及び代表者)及びこの勧告の内容を公表する場合があります。

行為の場所	
勧告の対象者	
勧告の対象行為	
勧告の内容	
履行期日	
備考	

景観計画区域内行為完了(中止)届出書

						年	月	日
今治市長	様							
		届出者	住	所				
			氏	名				印
			電	話				

景観法第16条第1項(第2項)の規定により届け出た行為を完了(中止)したので、今治市景観条例第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の所在地							
行為の種類							
届 出 年 月 日 及び受付番号		年	月	日	受付第	号	
適合通知年月日 及び通知番号		年	月	日	第	号	
行為の完了又は中止 年 月 日		年	月	日			
	(中止の場	合のみ言	3人)				
行為を中止した ときはその理由							

備考

1 行為を完了したことが分かるカラー写真を添付してください。

受付番号	年	月		日	第		号
現地確認年月日			年		月	日	
確認結果			合	•	否		

別記様式第6号(第9条関係)景観重要建造物標識

景観重要建造物

この建造物は、景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物です。

指定番号 第 号

指定年月日 年 月 日

建造物名

今 治 市

別記様式第7号(第9条関係)景観重要樹木標識

景観重要樹木

この建造物は、景観法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木です。

指定番号 第 号

指定年月日 年 月 日

樹木名

今 治 市